

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	東部クリーンセンター

契約業者名・住所	日本カーソリューションズ株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデン B 棟 2 階
工事等の名称	軽乗用自動車賃貸借契約（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市高塚新田 3 5 2 番地
種 別	大) リース 中) 自動車・船舶
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日
契約金額	月額 1 8, 0 4 0 円
工事等の概要	公用車の賃貸借（再々リース）
随意契約の理由	軽乗用自動車については、令和 8 年 5 月 3 1 日を以てリース期間が満了となりますが、車両状態は良好であり、また、公用車の管理・運行に関する基準で定める、公用車を廃車する目安の経過年数（10 年）及び走行距離（10 万 km）をともに下回り、安全面及び環境面を勘案しても走行可能と判断されます。 以上のことから、引き続き同車両の使用を希望するため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号により上記業者から見積書を徴するものです。